

貴金属の買取りが目的？強引な訪問買取

訪問購入の相談は、昨年度は14件、今年度は11月末までで13件ありました。平成24年に特定商取引法が改正され、買取業者への規制が強化されたことで一時期トラブルが減少しましたが、最近では金の価格上昇に加え、高齢者の「終活」に便乗したり、「海外の恵まれない人たちに送る」などと寄付を目的に買取りするかのような勧誘が増えています。そこで、訪問購入を受ける際の注意点をお伝えします。

【事例1】60歳代・女性・士別市

訪問買取業者から電話があり、「茶碗1つ、服一枚、靴一足でもよいので」と言われ来訪を承諾した。男性販売員が来訪したので服2、3枚を持っていくと、「片耳だけになったピアスや切れたネックレスなど貴金属はありませんか」と言われ、母親から譲ってもらったエメラルドの指輪を出した。その場で13,700円と査定され、他のものと合わせて14,000円で売った。後日母親に伝えると、価値のあるものだから取り戻すようにと言われた。2週間以上たっているが、取り返すことは可能か。

【事例2】80歳代 女性 士別市

自宅に「外国に支援するため皿や衣類などありませんか」と買取業者から電話があった。いつもは貴金属が目的であると知っているため断っているが、寄付の気持ちから何かできないかと思い来訪を承諾した。しかし、よく考えると知らない男性が自宅に来ることが怖くなり断りたいが事業者名も連絡先も分からない。来訪された際、どのように断ったらよいか知りたい。

【ひとこと助言】

◎訪問購入業者に対する不当な勧誘行為の規制があります

訪問購入を行う際、事業者名・勧誘目的等の明示義務、飛び込み勧誘は禁止されています。電話勧誘を受けた時点で、事業者名などメモを取るようにしましょう。【事例1】のように茶碗・衣類・靴を買取ると来訪した際はそのものだけ査定しなければなりません。それ以外の品物について勧誘することは禁止されているため、「なんでも買います」という説明も鵜呑みにしないようにしましょう。

【事例2】のように電話で来訪を承諾した場合でも、来訪された際、「やはり買い取りしてもらおうものはありません」ときっぱり断りましょう。

◎書面交付義務があり、クーリング・オフが可能です

個々の買取価格等の必要事項を記載した書面を交付する義務があります。その書面を受け取った日を含めて8日間は無条件解約ができるほか、品物の引渡しを拒むことができます。

【事例1】はクーリング・オフ期間は過ぎていましたが、契約書面を確認すると一部不備があり斡旋交渉をすすめ、最終的に指輪が返品されました。

少しでも「おかしいな？」と思ったときは下記相談窓口にご相談ください。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前8時30分～午後5時15分（年末年始のお休みは12/29～1/3です）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

